

**地域密着型サービスの事業者
公募に関する手引き**

令和8年度 募集

秋 田 市

介護保険課

(令和8年9月7日)

目 次

第1	本手引きの趣旨について	1
第2	地域密着型サービス事業者の公募について	
1	公募するサービスの種類および区域について	2
2	応募可能な事業者について	2
3	事業開始時期について	2
4	開設に伴う補助金	2
5	応募手続きについて	3
6	選定について	3
7	その他留意事項について	5
第3	審査項目・審査基準および評価項目・評価基準について	7
第4	人員・設備基準等について	10
第5	秋田市の日常生活圏域（募集区域）	11
第6	公募申込の様式について	12

第1 本手引きの趣旨について



秋田市では、地域密着型サービスの整備を進めるに当たって、適切な事業者の指定を行うことや良質なサービスを確保することを目的として、『地域密着型サービスの事業者指定に関する手引き』（以下「実施指針」という。）を作成し、本市の基本的な考え方を示しています。

この『地域密着型サービスの事業者公募に関する手引き（令和8年度募集）』（以下「公募の手引き」という。）では、第11次秋田市高齢者プラン・第9期介護保険事業計画（令和6～令和8年度）に基づき整備を進める地域密着型サービスについて、最良のサービスを確保するために必要となる適切な事業者を、公募により選定・指定することを目的として、基本的な事項を示すものです。

※ 実施指針は、本市の地域密着型サービス事業者に対する基本的な方針、指定に係る秋田市独自の基準等を示すものとして作成しておりますので、この公募の手引きとあわせ、その内容を必ず確認してください。

第2 地域密着型サービス事業者の公募について

1 公募するサービスの種類および区域について

今回募集を行う地域密着型サービスの種類は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」です。

募集区域は、以下のとおりです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、各日常生活圏域に1事業所ずつ整備していく方針としており、既に整備されている日常生活圏域は募集区域外になります。詳しくは、「第5 秋田市の日常生活圏域」(P. 11)を参照してください。

募集区域	市内全域 ※ただし、既に整備済みの北5圏域・南2圏域は除く。詳しくはP. 11の「秋田市の日常生活圏域」をご覧ください。
募集数量	1事業所

2 応募可能な事業者について

応募可能な事業者は、法人格を有する者又はその予定の者とします。

ただし、第1 1次秋田市高齢者プラン・第9期介護保険事業計画期間内に選定を取り消された者または取り消しに相当する理由により辞退した者(その法人の役員であった者およびその役員であった者が役員である別法人を含む)は応募できません。

3 事業開始時期について

原則として令和8年度中または令和9年4月1日に事業を開始することとします。

※令和9年4月1日までの開設が難しい事業計画については、ご相談ください。

4 開設に伴う補助金

開設に伴う補助金はありません。

5 応募手続きについて

(1) 質問等の受付

公募に関する質問等は、所定の質問書でのみ受け付けます。

なお、提出された質問等に対する回答は、提出した法人等に対し順次お知らせします。また、回答したすべての内容は、とりまとめのうえ本市ホームページ上に公開する予定です。

- ① 受付期限 令和8年9月18日（金）正午まで（土日は除く）【厳守】
- ② 提出方法 持参、Eメール
- ③ 提出先 秋田市福祉保健部 介護保険課 施設管理担当（本庁舎2F）
E-mail kaigo-jigyosho@city.akita.lg.jp

(2) 公募申込書の提出

地域密着型サービス事業者の公募申込書の提出に当たっては、予定する施設整備計画に係る関係機関・所管課との事前相談等を経たうえで、所定の様式による公募申込書等やその他必要な書類等を取りまとめ、受付期間内に提出してください。

受付期間を過ぎてからの公募申込書の提出は、受け付けられません。

- ① 受付期間 令和8年10月2日（金）～10月7日（水）（土日は除く）
（受付時間 9時00分～16時00分）【厳守】
- ② 提出部数 正本1部、副本18部（正本の写し）
- ③ 提出方法 原則持参
- ④ 提出先 秋田市福祉保健部 介護保険課 施設管理担当（本庁舎2F）
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018-888-5674

※持参する日時をあらかじめお電話にてご連絡ください。

なお、持参できない場合はご相談ください。

6 選定について

(1) 事業者の選定

提出のあった公募申込書について、次の①から③の順に審査を行い、整備事業者を選定します。

- ① 適合審査（書面審査：審査項目のいずれかに「否」がある場合は選定しません。）
予定している立地条件で事業を行うことが可能か、「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（以下「運営基準」という。）や実施指針などに適合しているかを審査項目および審査基

準（P.7～P.9 参照）に基づいて事務局が書面審査のうえ確認します。

② 1次審査（書面審査：40点満点・基準点21点）

評価項目および評価基準（P.7～P.9 参照）に基づいて事務局が書面審査のうえ採点を行い、評価点を決めます。評価点が基準点に満たない場合は選定しません。

また、応募が多数の場合には、以下のとおりの申込者を2次審査の対象とします。

サービス種類	2次審査対象申込者
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	評価点が基準点以上のもののうち、 上位3者

③ 2次審査（ヒアリングによる審査：100点満点・基準点51点）

評価項目および評価基準（P.7～P.9 参照）に基づいて、「秋田市地域密着型サービス運営協議会」（以下「運営協議会」という。）が審査のうえ採点を行い、評価点を決めます。

最終的な事業者の選定については、最も評価点の高い事業者のみ選定します。評価点が同点の場合は、選定の可否を含め、運営協議会委員の協議により決定します。評価点の算出方法については、最も高い採点と最も低い採点の委員を除いた残りの運営協議会委員の採点を集計して、当該委員数で割り返した点数を評価点とし、1次審査の点数は考慮しないものとします。評価点が基準点に満たない場合は選定しません。

なお、2次審査に参加した運営協議会委員の過半数から賛成が得られなかった事業者については選定しないことがあります。

（2）審査の打ち切り、選定の取り消し

審査の途中又は選定後、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、審査の打ち切り又は選定を取り消すことがありますので、十分に留意してください。

- ① 自己都合により事業計画を大幅に変更した場合（事業予定地、平面図、工期等）
- ② 事業計画の変更のうち、1次審査の評価項目および評価基準（P.7～P.9 参照）の配点の減となる変更をした場合
- ③ 整備事業者の運営上、介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明し、整備事業者としてふさわしくないと判断される場合
- ④ 選定するに当たって付された条件等を満たすことができない場合
- ⑤ その他整備計画を進めるに当たって支障が生じた場合（事業の開始予定日

になっても開始できない等)

(3) プレゼンテーションおよびヒアリング

2次審査の対象となった事業計画については、プレゼンテーションをしていただき、その後運営協議会による質疑応答を行います。

なお、日程等の詳細については、1次審査終了後、別途お知らせします。

(4) 結果の通知

審査結果は、申込者に対して書面により通知します。(1次審査終了後および2次審査終了後)

なお、2次審査終了後、整備事業者に選定された申込者(以下「整備予定事業者」という。)に対しては、選定の際に運営協議会から述べられた意見等をもとに、必要な修正を求めることがあります。また、事業計画を適切に遂行することを誓約する書面を提出していただきます。

(5) 選定後の手続き

整備予定事業者は、運営基準や実施指針等に適合し、かつ選定の際に修正を求めた事項を事業計画に反映させたくうえで、指定申請をすることになります。

また、指定申請の内容が選定時の事業計画の内容と著しく相違している又は1次審査の評価項目および評価基準(P.7~P.9参照)の配点の減となる変更をしている場合や、選定の際に修正を求めた事項が適切に反映されていない場合には、事業者指定をしないことがありますので注意してください。

なお、指定申請に係る手続き等の流れについては、実施指針に沿って行いますので、参照してください。

7 その他留意事項について

(1) 整備予定事業者は、社会福祉に対する熱意と理解を有していることが必要であるとともに、法人の役員構成や資金計画(借入金の償還能力、事業開始後3か月分の運転資金の確保等)等が適正であり、施設整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることが求められます。

(2) 計画する施設建物については、建築基準法や消防法はもとより、秋田市条例で定められている運営基準等、その他関係法令・通知等に沿った内容であること、また、施設用地については、原則として市街化区域内で農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等に抵触せず、開発行為が可能であることが前提となります。

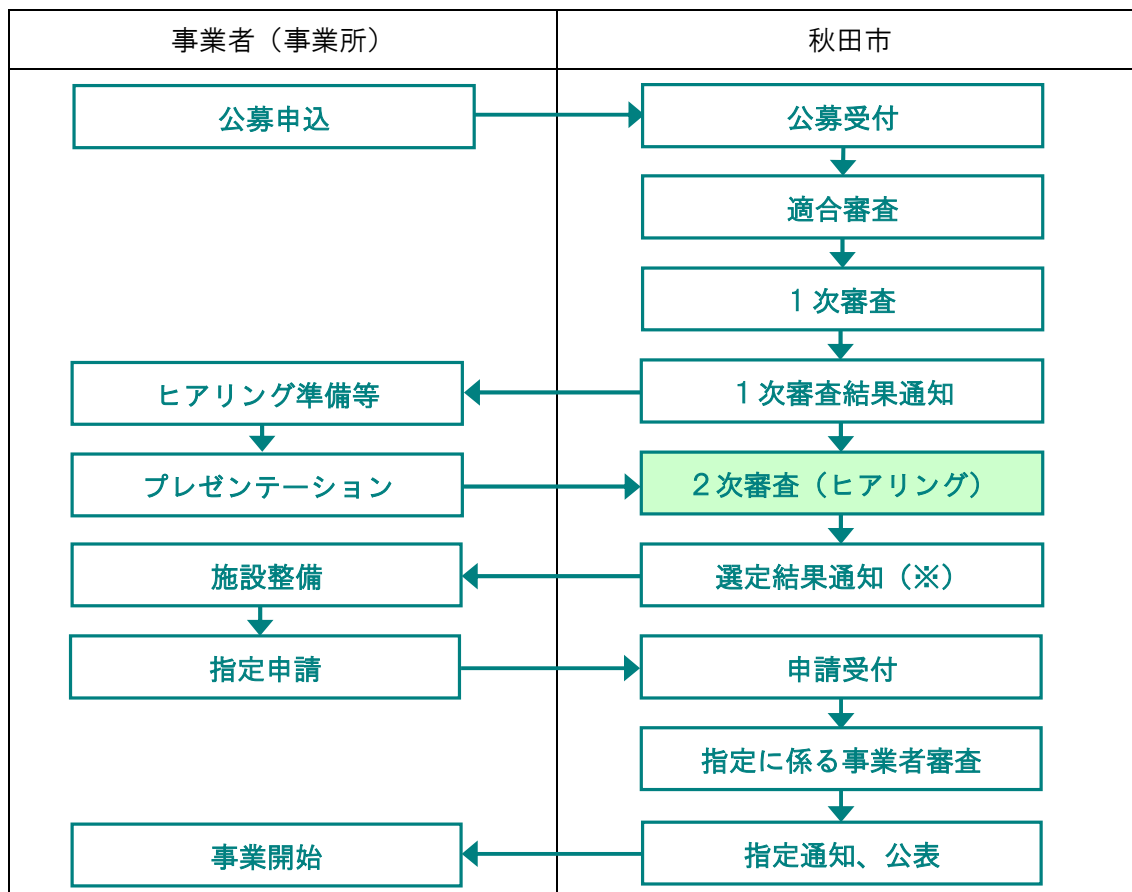
必ず、公募申込書提出前に関係機関・所管課に事前相談等を行ってください。

(3) 交通の利便性や住宅地との距離等から、利用者に対するサービス提供にとど

まらず、地域に開かれた適切な立地条件であることが望めます。

- (4) 事業者指定後においても事業計画（プレゼンテーションおよびヒアリングで説明した内容を含む）に基づいた運営が望めます。なお、本市において、その実施・取組状況を確認し、指導する場合があります。

<地域密着型サービス事業者選定から指定までの流れ>



※ 選定結果通知後の手続きについては、6（5）選定後の手続き（P.5）を参照してください。

※ 指定を受ける際には、必要な書類を不備なく揃えていただく必要がありますので、事業開始予定日は余裕を持って設定してください。

整備予定事業者が社会福祉法人の場合は、建物が完成してから行う登記等様々な手続きがあることを十分考慮のうえスケジュールを立て、遺漏のないように手続きを行ってください。

※ 特別な事情により、選定時に設定した事業開始予定日を変更せざるを得ないときは、事前に市に相談の上、書面により変更届を提出してください。

第3 審査項目・審査基準および評価項目・評価基準について

選定に当たり、以下の審査項目・審査基準および評価項目・評価基準に着目し、審査を行います。

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の審査項目・審査基準および評価項目・評価基準>

区分	審査項目	審査基準	評価
適合審査	(1) オペレーター	①提供時間帯を通じて1以上 ②1人は常勤 ③看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ④専従	適 ・ 否
	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要数	適 ・ 否
	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間帯を通じて1以上	適 ・ 否
	(4) 訪問看護サービスを行う看護師等（一体型のみ）	①保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5以上（うち1人は常勤の保健師又は看護師、提供時間帯を通じて1人以上の看護職員との連絡体制を確保） ②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数	適 ・ 否
	(5) 計画作成責任者	上記の従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかから1人以上	適 ・ 否
	(6) 事業所の立地状況	事業予定地は北5圏域・南2圏域以外である	適 ・ 否
	(7) 通信機器等	①利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所に備え、必要に応じてオペレーターに携帯させる ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ②適切にオペレーターに通報できるよう、通信のための端末機器を配布	適 ・ 否
	(8) 専用の区画、必要な設備・備品等	事業の運営を行うために必要な面積を有する事務スペース、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保し、必要な設備・備品等を確保（特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等）	適 ・ 否
	(9) 法人（又は設立代表者）の住民税等の納付状況	本店所在地（又は設立代表者住所地）および秋田市における住民税等を滞納していないか（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税）	適 ・ 否
	(10) 法人の適切な施設運営	市などからの指導等に対して適切に対応している	適 ・ 否

区分	評価項目	評価基準	配点(点)
1 次 審 査	(1) 代表者の実績・経験年数	介護保険事業の経験年数	5年以上(3)、2～4年(1)、0～1年(0)
	(2) 代表者の現場経験年数	利用者等に対する直接処遇職員としての経験年数	5年以上(3)、2～4年(1)、0～1年(0)
	(3) 介護福祉士の配置	定期巡回サービス、随時訪問サービスを行う訪問介護員等のうち常勤の介護福祉士の割合	5割以上(3)、4割以上(1)、4割未満(0)
	(4) 未設置圏域への整備	日常生活圏域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の未設置圏域を事業予定地としている	中央・東・西(5) 北・南(0)
	(5) 周辺道路の状況	事業予定地に隣接する道路の状況	幹線道路に隣接している(5)、隣接していない(0)
	(6) 周辺住宅の状況	住宅地内の事業予定地の選定	半径 50m 以内に住家としての家屋が 10 棟以上(5)、5 棟以上 10 棟未満(3)、5 棟未満(0)
	(7) 地域包括ケアシステムにおける環境	地域包括ケアシステムにおいて連携が重要となる機関（地域包括支援センター、医療機関）が近くにある	半径 1 km以内に地域包括支援センターと医療機関がある(5)、いずれかがある(3)、いずれもない(0)
	(8) 居住施設との併設等	同一の敷地内、隣接する敷地内もしくは同一の建物に居住施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の有無	なし(5)、あり(0)
	(9) 法人の介護保険事業の経験年数	介護保険事業の経験年数	6年以上(3)、3～5年(1)、0～2年(0)
	(10) 法人の訪問サービス事業の運営の有無	指定訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所を運営している	あり(3)、なし(0)
2 次 審 査	(1) 事業予定地の評価	・住宅地や幹線道路に近接しているなど、定期又は随時の訪問がしやすい環境 ・近くに地域包括支援センター、医療機関があるなど、地域包括ケアシステムにおける他の機関と連携が図りやすい環境	(10)
	(2) 法人の資金力、経営の安定性	・事業計画に係る資金計画の適当性 ・法人の財務状況の健全性 ・法令遵守の考え方	(10)
	(3) 応募した動機	・事業に対する熱意・意欲 ・熱意・意欲を裏付ける経験・実績の有無	(10)
	(4) 地域密着型サービス、地域包括ケアシステムに対する考え方	・地域密着型サービス、地域包括ケアシステムについての考え方 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の担う役割についての考え方	(10)

(5) 職員の採用、育成の計画および職員処遇	・当該事業における知識を有する職員の具体的な採用・研修育成の方法 ・職員の処遇(給与体系、福利厚生、職員通勤等)	(10)
(6) 危機管理体制	緊急時や非常災害時の体制、衛生管理体制についての考え方	(10)
(7) 降雪期の訪問における対応	定期的な訪問に加え、利用者からの通報に応じた随時の訪問が必要となり、機動性が求められる定期巡回・随時対応型訪問介護看護において降雪期への対策	(10)
(8) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器や利用者からの通報において使用する通信機器等の機能、対応方法	・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、円滑に利用者からの通報を受け、迅速な対応ができる通信機器等の機能 ・通信機器等の携帯・配布体制および職員の対応方法	(10)
(9) 事業実施地域におけるニーズの把握状況、利用者の確保に対する考え方	・事業実施地域におけるニーズの把握状況 ・隣接・併設する居住施設（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等）の利用者へのサービス提供に関する考え方も含め、利用者の確保についての考え方	(10)
(10) その他セールスポイント	独自性のある取組み・セールスポイント	(10)

第4 人員・設備基準等について

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準・設備基準の概要（基準条例7～9条）＞

従業者の員数	(1) オペレーター	①提供時間帯を通じて1以上 ②1人は常勤 ③看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員（オペレーターが勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できる場合は、サービス提供責任者として1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した者を充てることも可） ④専従（利用者の処遇に支障がない場合は兼務可、同一敷地内にある施設等の職員を充てることも可）
	(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要数
	(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間帯を通じて1以上
	(4) 訪問看護サービスを行う看護師等（一体型のみ）	①保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5以上（うち1人は常勤の保健師又は看護師、提供時間帯を通じて1人以上の看護職員との連絡体制を確保） ②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数
	(5) 計画作成責任者	上記の従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかから1人以上
管理者	常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事できる）	
設備・備品等	(1) 通信機器等	①利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所に備え、必要に応じてオペレーターに携帯させる ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ②適切にオペレーターに通報できるよう、通信のための端末機器を配布
	(2) 専用の区画、必要な設備・備品等	①事業の運営を行うために必要な面積を有する事務スペース、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保 ②必要な設備・備品等を確保（特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等）

※1 運営基準その他詳細については、「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」等の基準条例および「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の解釈通知等を参照してください。

※2 訪問介護員は、介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者又は介護職員初任者研修課程修了者であることが必要です。（生活援助従事者研修課程修了者は従事できません。）

第5 秋田市の日常生活圏域（募集区域）

圏域＼ サービス種類		定期巡回・ 随時対応型訪 問看護介護	住所(大字)
		募集区域	
中 央	中1	応募可	八橋(字イサノを除く)、高陽、山王、大町、旭北、千秋(久保田町を除く)
	中2	応募可	旭南、川元、川尻、茨島、卸町
	中3	応募可	泉、保戸野
	中4	応募可	中通、南通、檜山
東 部	東1	応募可	千秋久保田町、手形、手形山、東通
	東2	応募可	旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、柳田、太平、下北手
	東3	応募可	横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、広面、蛇野
	東4	応募可	河辺
西 部	西1	応募可	新屋勝平町
	西2	応募可	新屋、浜田、豊岩、下浜
南 部	南1	応募可	牛島、大住、大住南(一丁目)、山手台、上北手、南ヶ丘
	南2	×	仁井田、大住南(二・三丁目)、御野場、御所野、四ツ小屋
	南3	応募可	雄和
北 部	北1	応募可	八橋字イサノ、寺内、土崎港南、将軍野南
	北2	応募可	将軍野東、将軍野、外旭川
	北3	応募可	土崎港東、土崎港中央、土崎港西、土崎港相染町、土崎港古川町
	北4	応募可	土崎港北、港北、飯島(JR 東)
	北5	×	飯島(JR 西)、下新城、上新城、金足

第6 公募申込の様式について

1 公募申込様式

公募申込書等	① 公募申込に係る提出書類一覧	【様式1 別紙】
	② 公募申込書	【様式1】
	③ 地域密着型サービス事業計画概要書	【様式2】
	④ 法人の沿革	【様式3】
	⑤ 誓約書・役員等名簿	【様式4】
	⑥ 事業計画提案書	【様式5】
	⑦ 代表者・管理者の経歴書	【様式6】
資金計画	⑧ 資金計画書	【様式7】
	⑨ 借入金返済計画書	【様式8】
	⑩ 資金収支見込書	【様式9】

2 添付書類 ◎＝必須、○＝該当する場合のみ

	書類名	既存法人	新設法人
施設計画	① 事業所予定地の案内図	◎	◎
	② 建物計画図（平面図、立面図、配置図）	◎	◎
	③ 現況写真（事業所予定地およびその周辺）※既存建物の場合は、建物外部の写真も添付のこと。	◎	◎
	④ 土地登記事項証明書（要約書は不可）	◎	◎
	⑤ 【自己所有以外の土地の場合】土地売買（贈与）確約書又は土地貸借確約書	○	○
	⑥ 【既存建物の場合】建物登記事項証明書（要約書は不可）	○	○
	⑦ 【自己所有以外の既存建物の場合】建物売買（贈与）確約書又は建物貸借確約書	○	○
法人の概要	⑧ 法人の定款およびその登記事項証明書	◎	—
	⑨ 給与規程および就業規則 ※新設法人の場合は案で提出	◎	◎
	⑩ 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）※過去3年分。親会社がある場合は、応募法人分のほかに当該親会社分も、また、介護事業以外の事業を展開している法人にあっては、介護事業分がわかる書類も添付のこと。	◎	—
	⑪ 秋田市で発行された秋田市の市税に滞納が無いことの証明（完納証明書）	◎	—
	⑫ 【本社所在地が市外の場合】本社所在地の市区町村で発行された市区町村民税に滞納が無いことの証明（完納証明書）又は直近2年度分の法人市区町村民税および令和7年度・令和8年度の固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	○	—
	⑬ 秋田市で発行された設立代表者個人の令和7年度・令和8年度の固定資産税の納税証明書 ※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	—	◎
	⑭ 【代表者の住所地が市内の場合】秋田市で発行された設立代表者個人の令和7年度・令和8年度の住民税の納税証明書	—	○
	⑮ 【代表者の住所地が市外の場合】設立代表者個人の住所地の市区町村で発行された令和7年度・令和8年度の住民税および固定資産税の納税証明書。※非課税の場合はその旨の証明書。固定資産が無い場合にはその旨の証明書。	—	○
	⑯ 過去6年の間に受けた介護保険法に基づく行政処分又は勧告の内容【参考様式10】	◎	—
	⑰ 過去3年分の指導監査結果一覧（指導区分が文書指摘、口頭指摘で介護保険法に基づくもの、秋田市又は他指定権者から過去に指導を受けた場合のみ）【参考様式11】	◎	—

3 提出に係る留意事項（※必ずお読みください）

- ① 公募申込書類の作成に当たり、建物計画図（平面図、立面図、配置図等）は、施設計画の設備機能などが確認できるよう、テーブル等の家具の配置を記載するなど、選定審査を念頭に詳細が確認可能なものとしてください。

建物配置図

- ・敷地と建物の位置関係がわかるようにすること。
- ・敷地と道路の位置関係、面積、幅員等がわかるようにすること。

各階平面図

- ・部屋ごとに名称、壁芯面積を記入すること。
- ・通り芯を消し、壁・柱は塗りつぶすこと。

- ② 現況写真は、紙媒体のほか電子媒体（メール）で提出してください。

撮影方法は、以下のとおりです。

（更地の場合）

- ・建設予定地を4方向から撮影
- ・建設予定地が面している道路、隣接する建物等の状況がわかるように撮影

（既存建物の場合）

- ・建物外部を4方向から撮影
- ・事業所予定地が面している道路、隣接する建物等の状況がわかるように撮影

※撮影位置を案内図に示してください。

- ③ いったん提出された公募申込書等の書類一式を返却することや、一部書類を差し替えるといったことはできません。公募申込書の提出に当たっては、不備等がないか十分に確認をしたうえで行ってください。ただし、所定の公募申込書等のほか、本市が必要と認める場合には、書類の差し替え、追加書類の提出を求める場合があります。

- ④ 公募申込書類の作成にともなう経費は、応募事業者の負担となります。

- ⑤ 様式・添付書類は原則A4（各提出書類ごとに両面印刷）で提出してください。

ただし、図面等A4によりがたいものについてはA3での提出を認めます。

- ⑥ 上表の提出書類の順に、各ページの下部中央にページを記載してください。

- ⑦ 様式1別紙（公募申込に係る提出書類一覧）にあるインデックス番号に合わせ、各項目にインデックスを取り付けてください。

- ⑧ 様式1別紙（公募申込に係る提出書類一覧）は巻頭につけてください。（ページおよびインデックスは不要。）

- ⑨ 全体をフラットファイルで綴り、表紙に法人名・事業所名を記入してください。

- ⑩ 提出された書類は、本市の情報公開条例に基づき、整備法人（事業者）名、その他の情報（個人情報および内部管理情報等を除く。）を公開することがあります。

令和8年9月

秋田市福祉保健部介護保険課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5674